

賢くみんなの年金学

国民年金基金に加入して年金を増やしませんか!?

国民年金基金は、公的な年金制度です。20歳以上60歳未満で国民年金保険料を納めている人（第1号被保険者）ならどなたでも加入できます（農業者年金加入者は加入できません）。

加入は希望する時からいつでも加入でき、掛け金は性別、加入する時の年齢、加入する型により決まります。加入年齢が低いほど少ない掛け金で大きな年金が約束されます。

掛け金の支払いは60歳まで、年金の受け取りは65歳からです（Ⅲ型の場合は60歳から）。

掛け金は、全額社会保険料控除の対象となります。また、年金も公的年金等控除が適用され所得税、住民税など税制上の優遇措置が受けられます。

加入申し込み、資料請求、問い合わせ先

熊本県国民年金基金

熊本市水前寺公園 14-22 パークビル 8F

☎ 096-387-2220（フリーダイヤル：0120-65-4192）

ホームページ <http://www.kumamotokikin.or.jp>



生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

第32回 「熊本市人権子ども集会」

熊本県では毎年、熊本城二の丸公園で人権子ども集会が開催されています。一昨年前までは5月に開催されていましたが、気温などの問題により昨年からは10月に開催されています。

この集会には県内各地の小・中・高校生約9,000人が参加しています。集会は子どもたちが実行委員会をつくり、自分たちで開催しています。小・中・高校から、それぞれの代表者が体験や活動を報告します。

ある子どもは自分の家族のことを話しました。話しているうちに感きわり、涙を流して言葉につまりました。そんな時に会場からは「頑張れ!」と大

きな声援、ステージに一緒にいたなかまは、横に来て肩を抱いて寄り添いました。そのなかまの支えによって、その子は「お母さん、産んでくれてありがとう」と最後まで話すことができました。この寄り添う子どもの姿が人権教育だと感じる場面でした。

その後、子どもたちが「イジメをなくそう」「差別を許さない」とアピールをしながら熊本市中心部をパレードをしました。このような子どもたちの真剣な姿を見て一人でも多くの人が差別をなくすなかまになってくれればと思います。

今年は10月27日（土）に開催されます。参加費等無料です。皆さんもぜひ参加してみてください。

男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした「宇城市男女共同参画推進条例（案）」が平成19年9月議会に提案され、議決。平成19年10月1日から施行されました。

ここでは、条例の柱となる基本理念を中心とした内容をお知らせします。

条例の必要性

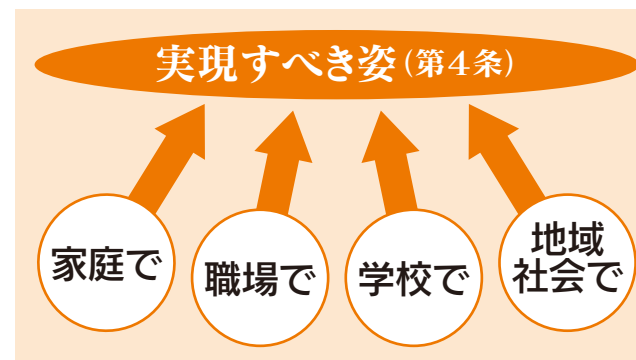
同じ県内でも市町村により、男女共同参画に関する意識や女性の社会参加、労働力率などは大きく違います。

そこで、地域により多様な男女共同参画に関する意識や女性の実態に合わせた政策を推進するため、「宇城市男女共同参画推進条例」が作られました。

この条例は、男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、市・市民・事業者の実現すべき姿と責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策について基本的事項を定めています。

条例の柱となる7つの基本理念(第3条)

- | | |
|----------------------|--|
| ①男女の人権の尊重 | 男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保しましょう。 |
| ②社会における制度又は慣行についての配慮 | 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を見直しましょう。 |
| ③政策等の立案及び決定への共同参画 | 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。 |
| ④家庭生活における活動と他の活動の両立 | 男女がお互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などを両立できるようにしましょう。 |
| ⑤生涯を通じた健康への配慮 | 男女が性の知識と理解を深めることで、お互いの意思が尊重され、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な生活を送れるようにしましょう。 |
| ⑥国際的協調 | 男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組みましょう。 |
| ⑦市、市民及び事業者の協働 | 男女共同参画社会づくりは、市の取り組みだけではなく、市民及び事業者が自ら積極的に取り組むとともに、お互いに連携・協力しながら進めていきましょう。 |



8月30日、希望の里ホンダ株式会社（荒木洋二代表取締役社長・松橋町豊福）の社員研修として、男女共同参画出前講座が同社で開かれました。

この出前講座は、研修を希望する各種団体に人権啓発課男女共生係の職員が講師として出向くものです。今年度からスタートした事業で、同社が初めての開催となります。

この日は、聴覚障害者に配慮して手話通訳とスクリーン投影が取り入れられ、男女共生係職員が講話。一般にはまだなじみが薄い男女共同参画の話に、社員たちは首をかしげながらも真剣な表情で受講していました。

※出前講座を希望の団体は男女共生係（☎32-1708）へ。



研修には就業後の社員約70人が受講



パートナーシップ通信

Vol.36

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1708
FAX32-0110

※条例の詳細は11月に全戸配布予定のパンフレット「宇城市男女共同参画推進条例のあらまし」をご覧ください。

男女共同参画出前講座スタート